

平成 2 3 年度
第 1 回新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会
資 料

<日 時> 平成 2 3 年 5 月 3 0 日 (月)
1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0

<場 所> 市役所 3 階 応接会議室

1	会次第	P 1
2	計画の位置づけ	P2~P6
3	高齢者保健福祉計画推進協議会スケジュール	P7
4	新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱	P8~P9
5	委員名簿	P10
6	日常生活圏域ニーズ調査票 (案)	別添

会 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 新居浜市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について

(2) その他

3 閉 会

第5期計画の位置づけ及び今後のスケジュール

1 法的位置づけについて

平成24年度から平成26年度の3年間を計画期間とする「新居浜市高齢者福祉計画2012兼第5期介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)は、老人福祉法第20条の8第1項および介護保険法第117条第4項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」並びに、介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」の2計画を一体的に策定するものとなります。

2 計画の期間及び見直し時期

「介護保険事業計画」は介護保険法第117条第1項の規定に基づき、3年を1期として計画内容を見直す必要があります。

そのため平成23年度に平成24年度から平成26年度を計画期間とする本計画の策定を行います。

また、老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8第6項および介護保険法第117条第4項の規定に基づき、介護保険事業計画と一体的に策定します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
現在の計画			新居浜市高齢者福祉計画 2009 兼第4期介護保険事業計画			
次期の計画			見直し 計画策定	新居浜市高齢者福祉計画 2012 兼第5期介護保険事業計画		

○介護保険法(抜粋)

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策
- 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- 三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る。)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- 五 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

5 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

○老人福祉法(抜粋)

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標
 - 二 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策
 - 三 その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項
- 3 市町村は、前項第一号の目標(老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たっては、介護保険法第一百七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービス並びに介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。)を勘案しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、市町村が第二項第一号の目標(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。)を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。
- 5 市町村老人福祉計画は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 6 市町村老人福祉計画は、介護保険法第一百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第七條に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 9 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 制度改正の概要

平成 24 年の介護保険制度の見直しについては、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」(仮称)が国会に提出されております。

【介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要】

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進める

1 医療と介護の連携の強化等

- ①医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援(地域包括ケア)を推進。
- ②日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握をふまえた介護保険事業計画を策定
- ③単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24 時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスの創設
- ④保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- ⑤介護療養病床の廃止期限(平成 24 年 3 月末)を猶予。(新たな指定は行わない。)

2 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ①介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等による、たんの吸引等の実施を可能とする。
- ②介護福祉士の資格取得方法の見直し(平成 24 年 4 月実施予定)を延期。
- ③介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件および取消要件に労働基準法等違反者を追加。
- ④公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施

3 高齢者の住まいの整備等

- ①有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定の追加。
- ②社会医療法人による特別養護老人ホームの開設を可能とする。
※厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進(高齢者住まい法の改正)

4 認知症対策の推進

- ①市民後見人の養成、登録、家庭裁判所への推薦など、市町村における高齢者の権利擁護を推進。
- ②市町村の介護保険事業計画において地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む。

5 保険者による主体的な取り組みの推進

- ①介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。
- ②地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。

6 保険料の上昇の緩和

- 都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。

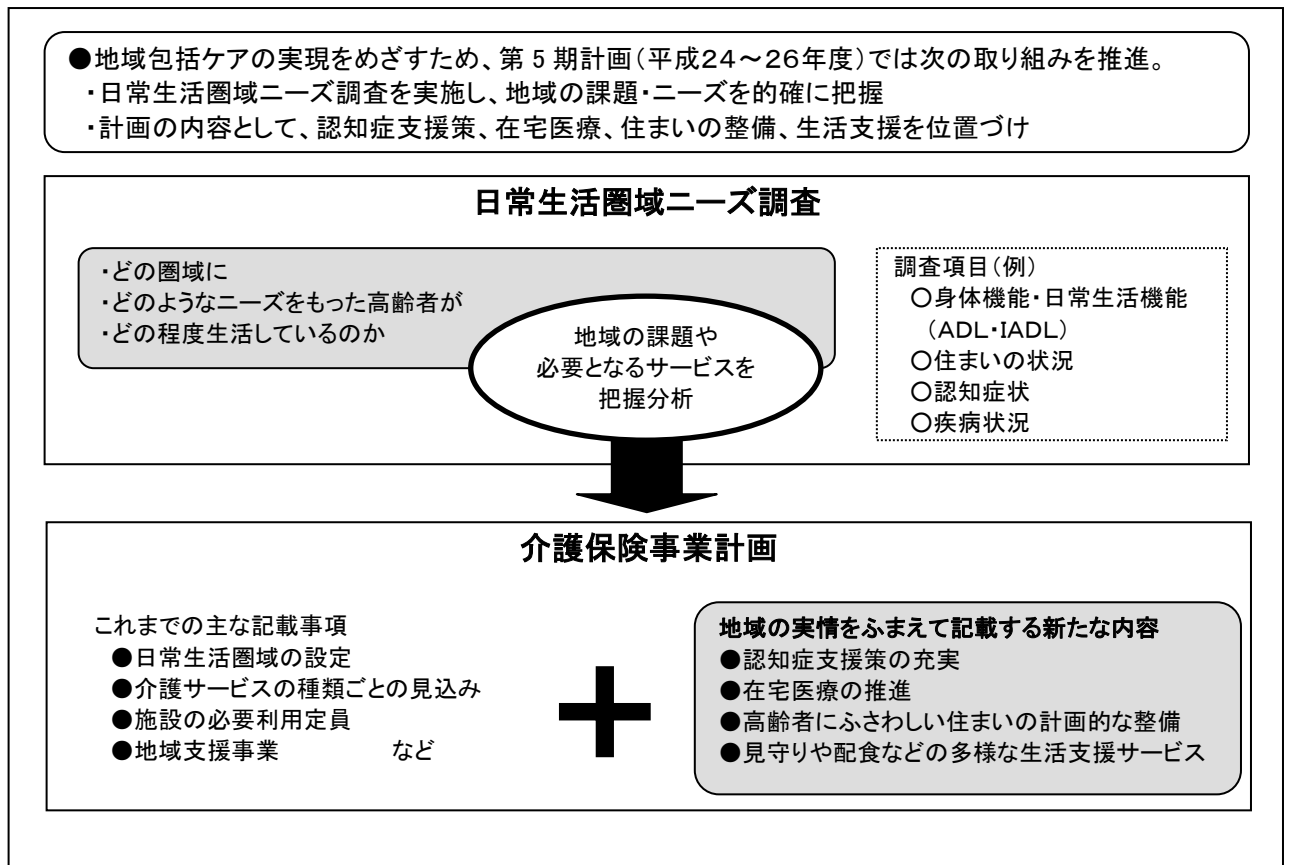
4 計画策定の進め方

本計画(平成 24 年度から 26 年度)の策定に関する基本的な考え方は「地域包括ケアの推進」とされています。計画策定にあたっては、高齢者のニーズをよりの確に把握する手法として、国が平成 21 年度からモデル事業を行ってきた「日常生活圏域ニーズ調査」を実施することとなります(別紙参照)。

同調査のメリットとしては、①日常生活圏域の課題の明確化、②計画策定に資する客観的基礎データの整備、③介護予防事業対象者の把握等があげられています。

また、事業計画策定にあたっては、①認知症支援策の充実②在宅医療の推進③高齢者にふさわしい住まいの計画的な整備④生活支援サービス(介護保険外サービス)の4点を盛り込むことについて検討する必要があります。

また、保険料算定のための「ワークシート」については、「基本方針」とともに 6 月ごろを目処に配布される予定となっています。



5 高齢者保健福祉計画推進協議会スケジュール(案)

	審議事項	
	高齢者福祉計画	介護保険事業計画
第1回(5月30日)	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の位置づけ及び今後のスケジュールについて ●アンケート調査の実施について ●その他 	
第2回(9月下旬)	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の現状と将来推計 ●高齢者保健福祉サービスの現状と課題 	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護認定者の現状 ●介護保険サービスの現状と課題 ●地域支援事業等の現状と課題
	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケート調査結果の報告 ●地域ケア体制の構築について ●その他 	
第3回(10月下旬)	<ul style="list-style-type: none"> ●計画素案について 	<ul style="list-style-type: none"> ●計画素案について ●介護保険事業量推計結果 ●サービス基盤整備の方向性について
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ケア体制の構築について ●その他 	
第4回(12月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ●計画素案について 	<ul style="list-style-type: none"> ●計画素案について ●介護保険事業量推計結果 ●サービス基盤整備の方向性について
	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの実施について 	
第5回(2月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ●計画素案について 	<ul style="list-style-type: none"> ●計画素案について ●介護保険事業量推計結果 ●サービス基盤整備の方向性について
	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの結果について ●両計画内容の承認 	

新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 新居浜市高齢者福祉保健福祉計画（介護保険事業計画含む。）の円滑な推進及び後継計画策定のため、新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織及び委員の委嘱)

第2条 協議会は、委員15人で構成し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 介護保険被保険者を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) 介護サービス事業者を代表する者

(任期)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）の任期は、3年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(任務)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、協議事項について市長に報告するものとする。

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 介護保険給付に関すること。
- (3) 介護保険料に関すること。
- (4) 保健福祉事業に関すること。
- (5) その他高齢者施策に関して必要と認める事項に関すること。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名をおく。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、これを主宰する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会委員名簿 (50音順)

NO	委員氏名	所属団体	備考
1	有吉 瑞穂	新居浜市ボランティア連絡協議会	
2	石川 剛史	新居浜市社会福祉協議会	
3	井上 弘美	西条保健所	H23.4.1 就任
4	河端 加津美	新居浜市医師会	
5	鴻上 千恵美	市民公募	
6	坂上 公三	新居浜市連合自治会	
7	佐藤 治司	市民公募	
8	續木 明美	新居浜市連合婦人会	
9	秦 榮子	新居浜市食生活改善推進協議会	会長
10	花野 響子	愛媛県歯科医師会新居浜支部	
11	平田 淳子	愛媛県グループホーム連絡協議会	
12	平田 ヤエ子	新居浜市老人クラブ連合会	
13	藤田 敏彦	新居浜市福祉施設協議会	
14	山内 保生	新居浜市医師会	副会長
15	吉田 満利子	新居浜市民生児童委員協議会	

※現委員の任期:平成 21 年 9 月 1 日～平成 24 年 8 月 31 日